第34回

読谷村農業委員会会議録

第34回　読谷村農業委員会総会　議事録

開催年月日	令和８年６月25日（木）
開催時刻	14時00分　開会 15時00分　閉会
開催場所	読谷村役場　３階大会議室
農業委員の出欠状況	出席者８名　　欠席者２名

議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
１番	幸喜　敦子	出	６番	棚原　靖	出
２番	知花　竜	出	７番	與久田　一徳	出
３番	伊波　正景	出	８番	山内　一真	欠
４番	比嘉　健二	出	９番	真栄田　武	欠
５番	儀間　景子	出	10番	比嘉　幸男	出

農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者７名　　欠席者１名	
氏名	摘要	氏名	摘要
津波　宏	出	新垣　勝二	欠
仲村渠　英正	出	比嘉　豊彦	出
知花　徳栄	出	池原　昌邦	出
比嘉　光雄	出	屋宜　清	出

事務局職員	局長　波平　伸吾　　係長　寺西　正吾

議事日程

日程１　会長諸般の報告
日程２　会議録署名委員の指名について
日程３　会期の決定について
日程４　報告第６号　農地転用許可指令の接受について
日程５　議案第25号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程６　議案第26号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程７　議案第27号　非農地証明願いについて
日程８　議案第28号　農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について

議長　これより第34回読谷村農業委員会総会を始めます。

―　日程１　会長諸般の報告　―

―　日程２　会議録署名委員の指名　―

―　日程３　会期の決定について　―

議長

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、会期は本日１日限りと決定しました。

次に、日程４の報告第６号　農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。

事務局　２ページ目を御覧ください。

報告第６号　農地転用許可指令の接受について。

議長　ありがとうございました。これは報告ですので、質疑がなければ進行してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長　それでは進めます。次に、日程５の議案第25号　農地法第３条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局　４ページ目をお願いします。

議案第25号　農地法第３条の規定による許可申請について。

議長　ただいま農地法第３条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。

まず受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。比嘉委員。

委員（４番）　比嘉です。受付番号１番につきまして、写真の１ページを御覧ください。申請人は、借入地で現在もモリンガ、クワンソウを栽培している。申請地でもモリンガを計画しており、許可基準適合表もク

リアしているので許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した比嘉健二委員のほうからは、許可基準適合表もクリアし、許可相当の御意見であります。ほかに委員から御質問がありましたらお願いします。

議長　ほかに御意見はありませんか。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長　では、質疑を終結してこれより採決を行います。
受付番号１番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で決定しました。
次に、受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

比嘉豊彦委員　比嘉です。受付番号２番につきましては、資料の２ページを御覧ください。申請人は現在申請地で耕作をしており、親戚間の贈与による許可申請で、引き続き野菜の栽培を計画していることから、許可基準適合表もクリアしているので、許可相当でお願いいたします。

議長　現地を確認した比嘉委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　ほかに御意見がないようですので、質疑を終結して採決を行いたいと思います。
受付番号２番は許可相当で決定することに御異議ございません

か。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で決定しました。
次に、受付番号３番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。幸喜委員。

委員（１番）　資料３番を御覧ください。申込人は新たな所有権を取得し、牧草、野菜類の栽培を計画しており、許可基準適合表をクリアすれば問題ありません。許可相当でいいかと思います。

議長　現地を確認した幸喜委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　異議なしの声ですので進行します。
これより採決を行います。
受付番号３番は、許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号３番は許可相当で決定しました。
次に、日程６の議案第26号　農地法第５条の規定による許可申請について議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局　19ページ目をお願いします。
議案第26号　農地法第５条の規定による許可申請について。

議長　ただいま、農地法第５条の規定による許可申請についての提案理由の説明がありました。これより審議に入ります。
受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。儀間委員どうぞ。

委員（５番）　５番儀間景子です。航空写真の４ページを御覧ください。申請地は住宅地に隣接する農地であり、資材置場を計画していることから、許可基準表がクリアしていませんので、不許可でお願いします。

議長　現地を確認した儀間委員のほうからは、許可基準適合表がクリアしていないため不許可相当の御意見であります。ほかに御質問はありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしの声ですので、質疑を終結して採決を行います。
受付番号１番は、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は不許可相当で進達することに決定しました。
次に、受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。池原委員どうぞ。

池原推進委員　池原です。航空写真５ページを御覧ください。申請地は用途地域内の農地であり、一般住宅を計画していることから、許可基準適合表もクリアしており問題はないかと思います。許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した池原委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　特にないようですので進行したいと思います。
受付番号２番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で進達することに決定しました。
次に、受付番号３番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。幸喜委員。

委員（１番）　幸喜です。６番の写真を御覧ください。申請地は用途地内の農地であり、住宅分譲を計画していることから、許可基準適合表をクリアすれば問題ないかと思います。許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した幸喜委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしの声ですので進行します。
採決を行います。
受付番号３番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号３番は許可相当で進達することに決定しました。
次に、日程７の議案第27号　非農地証明願いについて議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局　20ページ目をお願いします。
議案第27号　非農地証明願いについて。

議長　それでは、これより審議に入ります。
受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見から伺いたいと思います。津波委員どうぞ。

津波推進委員　推進委員の津波です。写真の７ページです。申請地は小規模の農地で20年以上耕作されておらず、今後とも精力的な利用が見込まれない農地であり、農地利用上も特に支障がないことから非農地として問題はない。許可相当だと思いますので、許可でお願いします。

議長　現地を確認した津波委員のほうからは、非農地として問題ないと、証明相当の御意見であります。ほかに御質問はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしの声ですので進行したいと思います。
採決を行います。
受付番号１番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は証明相当と決定しました。
次に、受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。比嘉委員どうぞ。

比嘉光雄推進委員　比嘉光雄です。写真の８ページを御覧ください。申請地は住宅地に取り残された比較的小規模の農地であり、今後も効率的な利用はないと思うので行政上も特に支障はないことから非農地として何ら問題はないと思いますので、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した比嘉光雄委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしの声ですので質疑を終結して採決を行います。
受付番号２番は、証明相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は証明相当で進達することに決定しました。

非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。

次に、日程８の議案第28号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局　21ページ目をお願いします。議案第28号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について。

事務局　皆さん、こんにちは。農地活用推進課の江田です。22ページの農地利用集積促進計画の意見決定についての依頼の説明といたします。開けて23ページ目と別刷りの現況写真を併せながらの説明となります。細かい説明については担当のほうからになります。お願いいたします。

事務局　農政係の山田です。23ページ目を説明いたします。

議長　ただいま事務局のほうから意見決定について提案理由の説明がございました。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手にてお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしの声ですので、質疑を終結して、これより採決を行います。

ただいま議題となっております議案第28号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議案第28号は原案どおり決定しました。

これをもちまして、日程１から日程８まで全ての審議が終了しました。

議決事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。

第34回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので、御礼を申し上げます。これにて閉会します。